

札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第37回）議事概要

1 日時

平成28年5月17日（火）午後3時から午後4時50分まで

2 場所

札幌地方裁判所本館5階大会議室

3 出席者

（委員）入江幽子，岩倉隆夫，岩田雅子，小川恭子，甲斐哲彦，河原崎秀公，坂本英俊，鈴木隆仁，砂子章彦，千葉悦子，湯川浩昭（五十音順敬称略）

（説明者）札幌地方裁判所人事課長，同経理課長，同総務課課長補佐

（庶務）札幌地方裁判所事務局次長，同事務局次長，同総務課長，同総務課課長補佐

4 議事トピックス

(1) 札幌地裁人事課長から，民事調停委員の選任について説明がされ，引き続き意見交換がされました。

(2) 同経理課長から，免震構造についての説明や備蓄品の紹介がされた後に，地裁委員会委員が庁舎の免震装置の見学をしました。また，同総務課課長補佐から防災対策について説明がされ，引き続き意見交換がされました。

(3) 次回の委員会では，「札幌地裁における広報活動について」をテーマとして協議する予定になりました。

（議事概要は，次ページ以降に記載しています。）

5 議事等

(以下、発言者は、■：委員長，○：委員，□：説明者と表示)

【委員長の互選】

互選により，甲斐哲彦委員が委員長に選任された。

【地方裁判所委員会規則第4条第2号委員からパンフレットの配布】

- 日本弁護士連合会作成の「市民の声を裁判所に！活かそう裁判所委員会」というパンフレットについて，弁護士会のほうで是非皆さんに配布してほしいということでしたので，本日委員の皆様にご覧いただき配布させていただきました。委員会の役割などがQ&Aとして書かれておりますので，是非一読していただきたいと思います。

【議事開始】

- これから議事に入ります。

【民事調停員の選任について】

- (1) 札幌地裁人事課長から，民事調停委員の選任について説明がされた。
- (2) 協議
 - 民事調停委員には，四十代から六十代のいわゆる若い方というのは，何パーセントくらいいらっしゃいますか。
 - 割合としては，比較的年齢層の高い方のほうが多いのかなとは感じています。
 - 女性の割合はどのくらいですか。
 - 札幌簡裁の民事調停委員132人中，女性は28人です。
 - 家事調停の場合は，調停委員は男女ペアが基本なので，男女の比率は約半々ですが，民事調停はいろいろな事件があるので，女性は少し少ない割合になっているのが現状です。
 - 直近で結構ですが，何人の方を採用するのに，どのくらいの方が応募されていますか。
 - 直近の選考については，ほぼ同数で選考したと記憶しています。
 - 弁護士ですと，弁護士会に推薦依頼をされていると思います。それに対して，弁護士から自発的に応募というのはできないのです。弁護士会の中では，弁護士会の理事者5人のほか，弁護士推薦委員会という委員会もあって，その辺りの機関で，この人

でお願いしようというのを決めてお願いし、それが裁判所に伝えられて、裁判所で面接を受けるのですが、調停委員1人の空きに対して、1人しか推薦依頼はされないのです。

その関係で、私も質問なのですが、どういうところに推薦依頼をされているのでしょうか。自発的な応募というのはないのでしょうか。

- 自発的な応募もあります。
- 公募はされていますか。
- 公募はしていません。ただ、自薦として応募があったことはあります。
- そうなると、関係機関、団体に推薦依頼をされていると思いますが、会社団体その他無職の方というのは、どのような推薦依頼をして選任されていますか。
- 私の場合、私が調停委員になりましたから20年超えましたが、なりましたときには40歳を超えたぐらいでした。家は自営業で、忙しいけれども時間的には融通が利く状況だったのですが、私がお世話になった大学教授から、そろそろ社会貢献はどうですかというお話をいただいて、それが縁で調停委員になりました。大学の先輩である裁判官のほうから大学のほうに依頼があったということだそうですが、その先生が何人かの卒業生を推薦したという経緯を聞いています。それ以来ずっと続けております。
- 管内の簡裁では、民事調停委員のなり手が少なくて困っているという実態はありますか。
- 管内の各簡裁・支部で民事調停事件を処理しているので、必要な調停委員の人数を確保するよう努めている状況です。確かに人数が少ないのでなかなか手がないという状況はあるのかもしれませんが、それぞれの支部で取り扱う事件数に支障がない程度の調停委員は確保するように努めています。
- 先ほど、札幌では132人の民事調停委員がおられるということでしたが、平均すると1人あたり1か月に何回くらい民事調停委員として出番がありますか。
- 今は事件数が少なくなっておりますので、月に3回くらいしか担当しない月もあります。忙しいときは、毎週二、三回は裁判所に来ていました。ほかの調停委員もそんなに多くはないかなと思います。週に1回か2回というところでしょうか。
- 様々な職業の方が任命されているということですが、会社の方ですとか無職の方かがいらっしゃるようですが、いきなり調停委員の仕事ができるものなのでしょうか。何か研修のようなものはあるのでしょうか。
- 調停委員の経験年数等によりまして、新任の調停委員を対象とした導入研修や、フォローアップを目的とした研究会、ステップアップを目的とする研修等を設けてお

り、基本的知識の知識付与や調停の運営方法の習得や、応用的な実務知識などについて、知識付与等を行っている状況です。

- 知識付与的な研修ももちろんありますが、実際の民事調停を傍聴するタイプの研修もしております。調停のノウハウだとか接遇、運営の仕方については、一般的に皆さんが身に付けているということではないと思いますので、民事調停委員として担当する上には、そういったことも体験していただきながら進めている、そのためのいろいろ知識付与的なもの、実践的なものも、裁判所側としては用意をしながら、研修として実施しています。

【裁判所の防災対策について】

- (1) 札幌地裁経理課長から、免震構造の説明や備蓄品の紹介がされた。
- (2) 同経理課長の案内で、地裁委員会委員は、札幌高地裁庁舎地下の免震装置を見学した。
- (3) 同総務課課長補佐から、防災対策の説明がされた。
- (4) 協議
 - 免震の工事自体には、どのくらいの期間がかかったのでしょうか。
 - もともと2年くらいでできると言われていたのですけれども、いろいろありまして、結局4年間工事に費やしました。
 - 庁舎の建物を壊して新たに免震の設備にすると、既存の建物に免震の工事をするのと、結果的にはどちらが安いのでしょうか。
 - 一般的には、新築するよりも4分の1から5分の1の費用でできるというように聞いております。
 - 建物の見学をさせていただいて、地面と庁舎との間の溝が気になりました。子供も裁判所の見学に来ることがあると思いますが、溝の間に落ちるといった危険性はないのでしょうか。
 - 溝の部分にロープを張ったり、現在もネットを張っており、転落防止のための設備は十分に考慮していると把握しています。
 - 検察庁が所属している建物では、庁舎管理室が管理しているのですが、年に4回、訓練あるいは点検等を行っています。5月は防災点検で、避難経路が確保できているかなどを点検します。9月は消防設備の点検、10月は地震と火災が両方起きたことを想定して避難訓練を行っています。火災が起きている前提ですので、外に逃げる訓練です。3月はもう一度消防設備の点検を行っています。更に、札幌地方検察庁独自で、5月に職員の安全確認訓練を行っています。地震などが起きますと、セコムから職員の携帯電話に安全確認の連絡がきまして、それにメールを返信するというのを

やります。それから、秋には、非常時の帰宅訓練ということで、10人から20人が固まって庁舎から家まで歩いて、どこに販売機があるとか、どのくらい時間がかかったかということについて調査する訓練を行っています。

防災グッズの配備ですが、おおむね裁判所に紹介していただいたのと同じようなのですが、私が事務方からもらった内容によると、飲料水とアルファ米というふうになっていて、アルファ米は、ドライカレー、五目御飯などで、味はついているのですが、汁物はないですし、サバ味噌煮とかハンバーグの煮込みもないという状況ですので、持ち帰って検討させていただきたいと思いました。

- 備蓄品について、保存期間が過ぎたものについては、どのように対応しているのでしょうか。
- 捨てるためにも費用がかかってしまいますので、訓練の一環として、消費期限間近なものは職員に配って試食してもらう方法を取っています。
- 札幌市の防災対策としましては、危機管理対策室という組織が全市の防災対策の中核部となっており、また札幌市防災会議というのがありまして、市の所管部だけでなく、国の地方行政機関、北海道、道警、一般市民の方が組織している消防団、運輸通信関係の事業者の方々、マスコミ関係の方々、医師会などで構成されています。この防災会議で札幌市地域防災計画を立て、その中で、地震災害対策編、雪害対策編、原子力その他事故災害などそれぞれの計画を立てております。

職員につきましては、職員ごとに、職場、自宅近くの避難場所と、非常時の参集場所が指定されています。また、災害の大きさに応じて第1非常配備から第3非常配備まで分かれておりまして、例えば、震度5弱の地震が起きた場合は第1非常配備がされて職員の3分の1が、震度5強で第2非常配備がされて3分の2の職員が、震度6弱で第3非常配備がされて、全員が3日分の水と食料を持ってそれぞれ参集することになっております。

また、気象警報などが発令されると災害対策本部を設置するかどうかの判断をし、災害対策本部が設置されると第1非常配備の職員が参集します。危機管理対策室から職員に自動的に、参集してくださいというメールが送信されることになっていますし、別に連絡網も完備されています。

直近では、今年1月22日に災害対策本部訓練を実施しました。当日朝8時45分に震度7の直下型の地震が発生したという想定で、市役所庁舎内に災害対策本部を設置し、各職場は通常の業務を行いながら、本部からの災害を想定した情報に応じて、自分の職場では何をすべきか考え、対応を本部に報告するという訓練です。

私の所属する課は市民からの問合せもきますから、本部からの情報を整理してどの

ように流すか、またコールセンターとの連携、災害時コールセンター立ち上げのタイミングをシミュレーションし、この訓練を通して見えてきた課題を基に、所属の課の災害時対策マニュアルを作りました。

この訓練のときは、市だけでなく、国や道、バス事業者やJR、NTTドコモ、マスコミ各社にも来ていただいて、災害対策本部からの発表を実地さながらに行い、マスコミからの質問にも対応する状況を庁内に中継して流しました。そこまでやれたので、実地のときにどうしたらいいかを具体的に考えることができ、非常に有意義な訓練だったと思いました。

- この庁舎の電力についてはどのようになっているのでしょうか。建物はしっかりしていると思うのですが、停電になったときのために、自家発電装置はあるのでしょうか。
- 自家発電装置はこの建物内にありまして、それにプラスしてガソリンを燃料とした発電機があります。
- 備蓄品の一覧表の中では、ガソリンが48リットルしかないのですが、この規模で48リットルとなるとあまりにも脆弱だなと思ったのですが、自家発電用には別にこのほかにストックされているということでしょうか。
- 自家発電用の燃料は、別途ストックされています。
- 災害時備蓄品は非常に充実した備蓄がされているなと思ったのですが、これはもっぱら高裁、地裁の職員向けのものという理解でよろしいですか。
- 来庁者の皆さんが帰ることができなくて裁判所内に留まることが十分考えられるものですから、その方を主体として備蓄をしていると考えていただいたほうがいいのかと思っています。
- 保存食についてですが、白飯50袋、ドライカレー50袋、五目御飯50袋、あとはおかずのように見受けられるのですが、ここまでする必要はないのではないかと。本当に緊急の場合でしたら、むしろ御飯類をもっと多くしたほうがよいのではないかと思います。

【次回のテーマについて】

- 仙台地裁の地裁委員会では、来庁者あるいは利用者へのアンケートを実施して、そのアンケート結果に基づいて議論しているということがあるようです。議事録を見ますと、札幌でいうと1階玄関などに置くのかなと想像していたのですが、その辺実際にどういうふうに行われたか、議事録からは詳細は分かりません。札幌ではまだそういう取組みはされていないのかなと思いますので、是非されてみてはいかがかなと思

います。

- 仙台でやっているアンケートは、どういう趣旨でアンケートを取っていたのか分かりますか。こういった目的のためにアンケートをやったほうが良い、それで項目を考えたほうが良いということになると思うので、こういった趣旨でやるかということをも明確にしたほうが良いと思います。
- この委員会は、あくまでも市民の方の視点でということなんです。委員の方は、仕事では関わっているけれども実際のユーザーではないというのが現実だと思います。弁護士会の委員会でも、皆さんがどういうことを不便に思っているか議論するのですが、よく分からないというのが実情です。地裁でも、本人訴訟ですとか、代理人が付いて本人も来られるという利用者の方はたくさんいらっしゃいます。そういう方からいろんな意見を出していただくと。例えば、玄関がこうであったらいいとか、案内が少なくて分かりづらいとか、そういう細かい問題がアンケート項目によって明らかになってくるのではないかと思います。
- 利用に関して改善してほしいことを皆さんにお伺いして、それに関してこの委員会でも議論できることがあれば、というような趣旨ということではよろしいですか。
- おっしゃるとおりです。
- 民事調停の立場から言いますと、非常にいい制度であるにもかかわらず、市民の方に対する浸透度が非常に少なく、ましてや事件も減少傾向にある、この理由がどこにあるのかを探るというのも、民事調停の機能強化という面からは議論されているところですので、市民の方がどのように調停を考えているかとか、そういう側面からアンケートを取って探るという意味では意味があるのではないかなというのは考えていたことです。今委員がお考えになっているのは、裁判所全体というところから、何らかのアンケートで市民の期待だとか問題点を探るということとリンクするのかなどうか分かりませんが、仙台がどういう形で市民の意見を取り入れたのか、取り入れようとしているのかということを探るという意味では、一つの勉強にはなるのかなとは考えています。
- 利用者アンケートの目的や対象者も含めて、まだ具体的な提案もないので、その部分を御提案いただくほうが良いと思います。提案した委員が次回地裁委員会で、提案事項について調査するのであれば調査していただいた上で発表していただき、次々回以降どうするのかについて、次回の地裁委員会で、その点の意見交換をするということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

- では、次回までに、提案した委員にこの点を検討していただきたいと思います。

- 札幌地裁では、社会人のみならず、法教育の観点を意識して、次代を担う学生層等、多様な対象者に応じ、出前講義、法廷見学、模擬裁判等といった広報活動を多数実施しており、またその結果をウェブサイトなどで情報発信しているところです。これらの広報活動は、国民に司法の役割を正しく理解してもらうとともに、担い手である裁判官をはじめとした職員の実像を正しく理解してもらうことを通じて、裁判所や司法に対する信頼を醸成、強化していくことを目的としています。

札幌地裁で行っている広報活動について、有識者である委員の皆様から御意見をいただくことにより、国民の意識や実情、裁判所にはどのようなことが期待されているかといったこと等について、裁判所側が理解を深めることが期待できると思います。

次回の地裁委員会は「札幌地方裁判所における広報活動について」というテーマで協議してはいかがでしょうか。

(意見なし)

- それでは次回は「札幌地方裁判所における広報活動について」というテーマで協議したいと思います。

【次回の予定について】

次回は、平成28年11月30日(水)午後3時から札幌地方裁判所で開催することとなった。